令和6年度(2024年度)「ゼロカーボン・くまもと」プロモーション 業務委託仕様書

1 委託業務の概要

(1)委託業務名

令和6年度(2024年度)「ゼロカーボン・くまもと」プロモーション業務

(2) 委託業務の目的

本県では、令和3年(2021年)7月に策定した「第六次熊本県環境基本計画」において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比「マイナス50%」に設定し、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を目指すこととしている。

本業務は、省エネ家電や住宅の断熱リォームの普及促進に向け、家電量販店やホームセンター等と連携した県民への啓発を行い、ゼロカーボンに向けて家庭等での実践が重要となる具体的な行動に関する興味・関心を喚起し、行動の実践を促すことを目的とする。

(3)委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月24日(月)まで

2 業務内容等

省エネ家電や住宅の断熱リフォームの普及促進に向け、家電量販店やホームセンター等と連携した県民への啓発を行うための啓発グッズ(リーフレット、ポスター、ポップアップ等)を作成する。

また、県民への啓発のため、テレビ、新聞、SNS、各種イベント等、効果的な広報 媒体の選択・組み合わせによりプロモーションを実施する。

(1)啓発グッズの作成

①リーフレットの作成

家電の買替や住宅のリフォームを検討している消費者に対して、省エネ家電や断熱 リフォームのメリット等を啓発するリーフレットを作成すること。

成果品の規格は以下の仕様を基本とした印刷を行うことし、PDF データ及びオリジナルファイル(パワーポイント等)でも納品を行うこと。

- ・再生紙マットコート 90 K
- A3規格両面・2つ折り
- 20,000 部

②ポスターの作成

家電の買替や住宅のリフォームを検討している消費者に対して、省エネ家電や断熱 リフォームのメリット等を啓発するポスターを作成すること。

成果品の規格は以下の仕様を基本とした印刷を行うことし、PDF データでも納品す

ること。

- カラー耐水性コート
- · A 2 規格 400 枚以上
- ※ データ納品後、A4サイズで印刷しチラシとしても活用できるデザイン、フォントにすること

③ポップアップ等の作成

家電量販店、ホームセンター等から消費者に対し、省エネ家電や住宅の断熱リフォームを啓発してもらうためのポップアップ等、啓発グッズを作成すること。

※ 実際に作成する啓発グッズの種類及び数量は、事業者からの提案内容を踏まえ、 事業者選定後に協議する。

< 啓発グッズの作成にあたっての留意事項>

- 「くまもとゼロカーボン行動ブック」及び「くまもとゼロカーボン行動ブック (住まい編)」を活用し、その内容を素材とすること。
- 今回作成した啓発グッズを用いて重点的に啓発する行動は、別添「家電量販店、ホームセンター等で重点的に啓発するゼロカーボン行動」を参考とすること。
 (◎・○以外の項目を啓発することは妨げない。項目については事業者からの提案内容を踏まえ、事業者選定後に協議する。)
- 啓発グッズを見た県民に対し、県が公式サイト等にアップロードしている当該 ブックや関連動画等への誘導を行い、閲覧及び視聴を喚起すること。

(2) プロモーションの実施

①家電量販店やホームセンター等と連携したプロモーションの実施

家電量販店やホームセンター等と連携したプロモーションを実施すること。(例: (1)の成果品の貼り出しと設置、店舗主催イベントとのタイアップ 等)

- ※ 実際に啓発グッズを設置する店舗数やイベントの回数等は、事業者からの提案 内容を踏まえ、事業者選定後に協議する。
- ※ 店舗との協議・調整やプロモーションの実施等は、県及び関係企業・団体等と連携して行うことを想定している。

②マスメディア等を活用したプロモーションの実施

テレビ、新聞、SNS等、効果的な選択・組み合わせによりプロモーションを実施すること。

※ 実際にプロモーションを実施するマスメディア等は、事業者からの提案内容を 踏まえ、事業者選定後に協議する。

3 提案に関する留意事項

- (1)提案に際しては、実施時期、実施方法、作成物、周知方法、周知先、狙いや期 待できる効果などについて具体的に記載すること。
- (2) 実施に当たって、県、関係機関等の協力が必要となる内容である場合は、具体 的にどのような協力が必要になるのか、その内容を示すこと。

4 成果品の納品

業務完了後、本業務により作成した成果物及び業務完了報告書(2部)を速やかに提出すること。

5 業務遂行に関する留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、県と十分に協議しながら作業を行うこと。
- (2) 事業の進捗管理等を行う業務責任者を配置すること。
- (3) 本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守すること。
- (4) 乙は、本業務の遂行に当たって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を 他に漏らさないこと。
- (5) 原則として、乙は本業務に係る全部を第三者に再委託しないこと。 ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (6) 進捗状況について、随時県に報告すること。その他、本仕様書に定めのない 事項については、協議のうえ、決定すること。

6 著作権

本業務により作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。